

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（国外財産調書及び財産債務調書関係）の取扱い
（別 紙）

新 旧 対 照 表

（注）下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
（国外財産調書の記載事項） 5－5 国外財産調書に記載する国外財産の種類、数量、価額及び所在については、規則別表第一に規定する（一）から（十五）までの財産の区分に応じて、同別表の「記載事項」に規定する「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）並びに「所在別」の「数量」及び「価額」を記載するのであるが、以下のとおり記載することとして差し支えないことに留意する。 (1)～(3) （省 略） (4) 所得税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 11 号）第 47 条の 3 《事業所得等に係る総収入金額及び必要経費の内訳書》の確定申告書又は同令第 65 条第 1 項《青色申告書に添付すべき書類》の青色申告書に添付すべき書類（収支内訳書又は青色申告決算書）の「減価償却費の計算」欄に所得税法第 2 条第 1 項第 19 号《定義》に規定する減価償却資産として記載されている財産については、その減価償却資産の価額の総額を記載すること。 （見積価額の例示） 5－10 規則第 12 条第 5 項に規定する「見積価額」は、同項括弧書に規定する棚卸資産又は減価償却資産に係る見積価額のほか、<u>次に掲げる財産</u>の区分に応じ、例えば、<u>次に定める価額とすることができる</u>ことに留意する。 (1)～(6) （省 略） (7) 規則別表第一（八）に掲げる財産（未決済信用取引等に係る権利） 金融商品取引所等において公表された当該信用取引等に係る有価証券のそ	（国外財産調書の記載事項） 5－5 国外財産調書に記載する国外財産の種類、数量、価額及び所在については、規則別表第一に規定する（一）から（十五）までの財産の区分に応じて、同別表の「記載事項」に規定する「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）並びに「所在別」の「数量」及び「価額」を記載するのであるが、以下のとおり記載することとして差し支えないことに留意する。 (1)～(3) （同 左） (4) 所得税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 11 号）第 47 条の 3 《事業所得等に係る総収入金額及び必要経費の内訳書》の確定申告書又は同規則第 65 条第 1 項《青色申告書に添付すべき書類》の青色申告書に添付すべき書類（収支内訳書又は青色申告決算書）の「減価償却費の計算」欄に所得税法第 2 条第 1 項第 19 号《定義》に規定する減価償却資産として記載されている財産については、その減価償却資産の価額の総額を記載すること。 （見積価額の例示） 5－10 規則第 12 条第 5 項に規定する「見積価額」は、同項括弧書に規定する棚卸資産又は減価償却資産に係る見積価額のほか、<u>規則別表第一に掲げる財産</u>の区分に応じ、例えば、<u>次に掲げる方法により算定することができる</u>ことに留意する。 (1)～(6) （同 左） (7) 規則別表第一（八）に掲げる財産（未決済信用取引等に係る権利） 金融商品取引所等において公表された当該信用取引等に係る有価証券のそ

改正後	改正前
の年の 12 月 31 日の最終の売買の価格（公表された同日における<u>最終の売買の価格</u>がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、公表された同日における<u>最終の売買の価格及び最終の気配相場の価格</u>のいずれもない場合には、最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日でその年の 12 月 31 日前の同日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格とする。）に基づき、<u>その年の 12 月 31 日又は同日前の同日に最も近い日</u>において当該信用取引等を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額。 (8) 規則別表第一（九）に掲げる財産（未決済デリバティブ取引に係る権利） イ 金融商品取引所等に上場等されているデリバティブ取引 取引所において公表されたその年の 12 月 31 日の最終の売買の価格（公表された同日における<u>最終の売買の価格</u>がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、公表された同日における<u>最終の売買の価格及び最終の気配相場の価格</u>のいずれもない場合には、最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日でその年の 12 月 31 日前の同日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格とする。）に基づき、<u>その年の 12 月 31 日又は同日前の同日に最も近い日</u>において当該デリバティブ取引を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額（以下(8)において「みなし決済損益額」という。）。 ロ （省 略） (9)～(13) （省 略） （有価証券等の取得価額の例示） 5－12 規則別表第一に規定する（六）から（九）までの財産の区分に該当する財産（規	の年の 12 月 31 日の最終の売買の価格（公表された同日における<u>当該価格</u>がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、公表された同日における<u>当該価格及び当該気配相場の価格</u>のいずれもない場合には、最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日でその年の 12 月 31 日前の同日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格とする。）に基づき、<u>同日</u>において当該信用取引等を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額。 (8) 規則別表第一（九）に掲げる財産（未決済デリバティブ取引に係る権利） イ 金融商品取引所等に上場等されているデリバティブ取引 取引所において公表されたその年の 12 月 31 日の最終の売買の価格（公表された同日における<u>当該価格</u>がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、公表された同日における<u>当該価格及び当該気配相場の価格</u>のいずれもない場合には、最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日でその年の 12 月 31 日前の同日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格とする。）に基づき、<u>同日</u>において当該デリバティブ取引を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額（以下(8)において「みなし決済損益額」という。）。 ロ （同 左） (9)～(13) （同 左） （有価証券等の取得価額の例示） 5－12 規則別表第一に規定する（六）から（九）までの財産の区分に該当する財産（規

改 正 後	改 正 前
則別表第一備考四に規定する特定有価証券に該当する有価証券を除く。)が、法第6条の2第5項の規定により同条第1項又は第3項に規定する財産債務調書への記載を要しない財産である場合には、<u>国外財産調書にその財産の取得価額を記載することとなるのであるが、その取得価額は、例えば次の価額とすることができる。</u> (1)・(2) (省 略) (居住者の責めに帰すべき事由がない場合) 6－7 法第6条第7項に規定する「居住者の責めに帰すべき事由がない場合」とは、例えば、同項の居住者が調査において国外財産調書に記載すべき国外財産の取得、運用又は処分に係る書類の提示又は提出を求められた後に、当該居住者又は書類所有者（当該居住者以外の者で当該書類を保有する者をいう。以下この項において同じ。）が、災害があったこと、又は病気による入院をしたこと等により、指定された期限までにその提示又は提出をすることができない場合などのほか、当該書類所有者に当該書類の取寄せを依頼しても、当該書類の収集に相当な困難を伴うことが判明した場合をいう。 なお、当該書類の収集に相当な困難を伴うことが判明した場合とは、次に掲げる場合など、当該居住者が通常取り得る手段を用いても入手できないことが客観的に確認することができる場合をいう。 (1)～(3) (省 略) (4) 当該居住者が当該書類所有者から当該書類の提出を拒否された場合 (注) 当該居住者と当該書類所有者との間に支配関係や親族関係その他の特殊の関係がある場合、当該居住者が当該書類所有者の事業の方針の全部又は一部につき実質的に決定できる関係がある場合などには、基本的に書類の収集に相当な困難を伴うこととは<u>いえない</u>ことに留意する。	則別表第一備考四に規定する特定有価証券に該当する有価証券を除く。)が、法第6条の2第5項の規定により同条第1項又は第3項に規定する財産債務調書への記載を要しない財産である場合には、<u>国外財産調書にその財産の取得価額を記載することとなるのであるが、その取得価額は、財産の区分に応じ、例えば次に掲げる方法により算定することができる。</u> (1)・(2) (同 左) (居住者の責めに帰すべき事由がない場合) 6－7 法第6条第7項に規定する「居住者の責めに帰すべき事由がない場合」とは、例えば、同項の居住者が調査において国外財産調書に記載すべき国外財産の取得、運用又は処分に係る書類の提示又は提出を求められた後に、当該居住者又は書類所有者（当該居住者以外の者で当該書類を保有する者をいう。以下この項において同じ。）が、災害があったこと、又は病気による入院をしたこと等により、指定された期限までにその提示又は提出をすることができない場合などのほか、当該書類所有者に当該書類の取寄せを依頼しても、当該書類の収集に相当な困難を伴うことが判明した場合をいう。 なお、当該書類の収集に相当な困難を伴うことが判明した場合とは、次に掲げる場合など、当該居住者が通常取り得る手段を用いても入手できないことが客観的に確認することができる場合をいう。 (1)～(3) (同 左) (4) 当該居住者が当該書類所有者から当該書類の提出を拒否された場合 (注) 当該居住者と当該書類所有者との間に支配関係や親族関係その他の特殊の関係がある場合、当該居住者が当該書類所有者の事業の方針の全部又は一部につき実質的に決定できる関係がある場合などには、基本的に書類の収集に相当な困難を伴うこととは<u>言えない</u>ことに留意する。

改正後	改正前
(財産債務調書の財産の記載事項) 6の2-6 財産債務調書に記載する財産の種類、数量、価額及び所在については、規則別表第三に規定する(一)から(十五)までの財産の区分に応じて、同別表の「記載事項」に規定する「種類別」、「用途別」(一般用及び事業用の別)並びに「所在別」の「数量」及び「価額」を記載するのであるが、以下のとおり記載することとして差し支えないことに留意する。 (1)～(6) (省 略) (7) 所得税法施行規則第47条の3《事業所得等に係る総収入金額及び必要経費の内訳書》の確定申告書又は<u>同令第65条第1項《青色申告書に添付すべき書類》</u>の青色申告書に添付すべき書類(収支内訳書又は青色申告決算書)の「減価償却費の計算」欄に所得税法第2条第1項第19号《定義》に規定する減価償却資産として記載されている財産については、その減価償却資産の価額の総額を記載すること。 (注) この場合においては、国内及び国外に所在する財産を保有している場合は、国内と国外に分けて総額を記載することに留意する。 (見積価額の例示) 6の2-11 規則第15条第4項が準用する規則第12条第5項に規定する「見積価額」は、同項括弧書に規定する棚卸資産又は減価償却資産に係る見積価額のほか、<u>次に掲げる財産</u>の区分に応じ、例えば、<u>次に定める価額とすることができる</u>ことに留意する。 (1)～(6) (省 略) (7) 規則別表第三(八)に掲げる財産(未決済信用取引等に係る権利)	(財産債務調書の財産の記載事項) 6の2-6 財産債務調書に記載する財産の種類、数量、価額及び所在については、規則別表第三に規定する(一)から(十五)までの財産の区分に応じて、同別表の「記載事項」に規定する「種類別」、「用途別」(一般用及び事業用の別)並びに「所在別」の「数量」及び「価額」を記載するのであるが、以下のとおり記載することとして差し支えないことに留意する。 (1)～(6) (同 左) (7) 所得税法施行規則第47条の3《事業所得等に係る総収入金額及び必要経費の内訳書》の確定申告書又は<u>同規則第65条第1項《青色申告書に添付すべき書類》</u>の青色申告書に添付すべき書類(収支内訳書又は青色申告決算書)の「減価償却費の計算」欄に所得税法第2条第1項第19号《定義》に規定する減価償却資産として記載されている財産については、その減価償却資産の価額の総額を記載すること。 (注) この場合においては、国内及び国外に所在する財産を保有している場合は、国内と国外に分けて総額を記載することに留意する。 (見積価額の例示) 6の2-11 規則第15条第4項が準用する規則第12条第5項に規定する「見積価額」は、同項括弧書に規定する棚卸資産又は減価償却資産に係る見積価額のほか、<u>規則別表第三に掲げる財産</u>の区分に応じ、例えば、<u>次に掲げる方法により算定することができる</u>ことに留意する。 (1)～(6) (同 左) (7) 規則別表第三(八)に掲げる財産(未決済信用取引等に係る権利)

改 正 後	改 正 前
金融商品取引所等において公表された当該信用取引等に係る有価証券のその年の12月31日の最終の売買の価格（公表された同日における<u>最終の売買の価格</u>がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、公表された同日における<u>最終の売買の価格及び最終の気配相場の価格</u>のいずれもない場合には、最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日でその年の12月31日前の同日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格とする。）に基づき、<u>その年の12月31日又は同日前の同日に最も近い日</u>において当該信用取引等を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額。 (8) 規則別表第三（九）に掲げる財産（未決済デリバティブ取引に係る権利） イ 金融商品取引所等に上場等されているデリバティブ取引 取引所において公表されたその年の12月31日の最終の売買の価格（公表された同日における<u>最終の売買の価格</u>がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、公表された同日における<u>最終の売買の価格及び最終の気配相場の価格</u>のいずれもない場合には、最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日でその年の12月31日前の同日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格とする。）に基づき、<u>その年の12月31日又は同日前の同日に最も近い日</u>において当該デリバティブ取引を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額（以下(8)において「みなし決済損益額」という。）。 ロ （省 略） (9)～(13) （省 略） （有価証券等の取得価額の例示） 6の2－13	金融商品取引所等において公表された当該信用取引等に係る有価証券のその年の12月31日の最終の売買の価格（公表された同日における<u>当該価格</u>がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、公表された同日における<u>当該価格及び当該気配相場の価格</u>のいずれもない場合には、最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日でその年の12月31日前の同日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格とする。）に基づき、<u>同日</u>において当該信用取引等を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額。 (8) 規則別表第三（九）に掲げる財産（未決済デリバティブ取引に係る権利） イ 金融商品取引所等に上場等されているデリバティブ取引 取引所において公表されたその年の12月31日の最終の売買の価格（公表された同日における<u>当該価格</u>がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、公表された同日における<u>当該価格及び当該気配相場の価格</u>のいずれもない場合には、最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日でその年の12月31日前の同日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格とする。）に基づき、<u>同日</u>において当該デリバティブ取引を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額（以下(8)において「みなし決済損益額」という。）。 ロ （同 左） (9)～(13) （同 左） （有価証券等の取得価額の例示） 6の2－13

改正後	改正前
規則別表第三に規定する(六)から(九)までの財産の区分に該当する財産(規則別表第三備考三に規定する特定有価証券に該当する有価証券を除く。)の取得価額は、<u>例えば次の価額とすることができる。</u> (1)・(2) (省 略)	規則別表第三に規定する(六)から(九)までの財産の区分に該当する財産(規則別表第三備考三に規定する特定有価証券に該当する有価証券を除く。)の取得価額は、<u>財産の区分に応じ、例えば次に掲げる方法により算定することができる。</u> (1)・(2) (同 左)

改 正 後

表 1 (国外財産調書合計表)

様式ID NTA1HSZ9000T0050

提出先 F01 税務署長

★

元号 年
 L01 年12月31日分

提出用

郵便番号	F05	住所	F06	個人番号	F02	フリガナ	F03
事業所 事務所 居所 など	K07			氏名	F04		
納税地 区分	K05	元号 年 月 日		電話番号	F07	— —	性別 (1:男 2:女)
		生年月日	K01	職業	K02		財産債務調書の提出有無 (1:有 2:無)

財産の区分	価額又は取得価額 (円)
土地 ①	G03
建物 ②	G04
山林 ③	G05
現金 ④	G06
預貯金 ⑤	G07
有価証券 (上場株式 ⑥)	G08
取得価額 ㉑	G09
非上場株式 ㉒	G10
取得価額 ㉓	G11
株式以外の有価証券 ㉔	G12
取得価額 ㉕	G13
特定有価証券※ ㉖	G14
匿名組合契約の出資の持分 ㉗	G15
取得価額 ㉘	G16
未決済信用取引等に係る権利 ㉙	G17
取得価額 ㉚	G18

財産の区分	価額又は取得価額 (円)
未決済デリバティブ取引に係る権利 ㉛	G19
取得価額 ㉜	G20
貸付金 ㉝	G21
未収入金 ㉞	G22
書画骨とう美術工芸品 ㉟	G23
貴金属類 ㊱	G24
動産 (㉞、㉟、㊱以外) ㊲	G25
保険の契約に関する権利 ㊳	G26
株式に関する権利 ㊴	G27
預託金等 ㊵	G28
組合等に対する出資 ㊶	G29
信託に関する権利 ㊷	G30
無体財産権 ㊸	G31
その他の財産 (上記以外) ㊹	G32
合計額 ㊺	G33

※ 特定有価証券に該当する有価証券は㉖欄に記載し、㉞欄から㊹欄への記載は要しません。

備考 (訂正等で再提出する場合はその旨に記載ください。)
 E01

年 月 日

税理士署名	R01	
電話番号	R02	— —

整理欄	通信日付	F12		確認					
	身元確認	K22	枚数		枚				
	A	B	C	D	E	F	G	H	I
	区分								

改 正 前

表 1 (国外財産調書合計表)

F A 5 0 0 3

令和 年12月31日分

提出用

住所 (又は 事業所 事務所 居所 など)	F05	住所	F06	個人番号	F02	フリガナ	F03
	K07			氏名	F04		
納税地 区分	K05	元号 年 月 日		電話番号	F07	— —	性別 (1:男 2:女)
		生年月日	K01	職業	K02		財産債務調書の提出有無 (1:有 2:無)

整理番号	F01	住所	F06	個人番号	F02	フリガナ	F03
	K07			氏名	F04		
	K05	元号 年 月 日		電話番号	F07	— —	性別 (1:男 2:女)
		生年月日	K01	職業	K02		財産債務調書の提出有無 (1:有 2:無)

財産の区分	価額又は取得価額
土地 ①	G03
建物 ②	G04
山林 ③	G05
現金 ④	G06
預貯金 ⑤	G07
有価証券 (上場株式 ⑥)	G08
取得価額 ㉑	G09
非上場株式 ㉒	G10
取得価額 ㉓	G11
株式以外の有価証券 ㉔	G12
取得価額 ㉕	G13
特定有価証券※ ㉖	G14
匿名組合契約の出資の持分 ㉗	G15
取得価額 ㉘	G16
未決済信用取引等に係る権利 ㉙	G17
取得価額 ㉚	G18

財産の区分	価額又は取得価額
未決済デリバティブ取引に係る権利 ㉛	G19
取得価額 ㉜	G20
貸付金 ㉝	G21
未収入金 ㉞	G22
書画骨とう美術工芸品 ㉟	G23
貴金属類 ㊱	G24
動産 (㉞、㉟、㊱以外) ㊲	G25
保険の契約に関する権利 ㊳	G26
株式に関する権利 ㊴	G27
預託金等 ㊵	G28
組合等に対する出資 ㊶	G29
信託に関する権利 ㊷	G30
無体財産権 ㊸	G31
その他の財産 (上記以外) ㊹	G32
合計額 ㊺	G33

※ 特定有価証券に該当する有価証券は㉖欄に記載し、㉞欄から㊹欄への記載は要しません。

備考 (訂正等で再提出する場合はその旨に記載ください。)
 E01

年 月 日

税理士署名	R01	
電話番号	R02	— —

整理欄	通信日付	F12		確認					
	身元確認	K22	枚数		枚				
	A	B	C	D	E	F	G	H	I
	区分								

改 正 後

表2 (財産債務調書合計表)

提出先 F01 税務署長		様式ID NTATHSZ910010050		★	
元号 年		12月31日分		財産債務調書合計表	
L01		提出用			
財産番号 F05	-		借入番号 F02		
住所 F06			フリガナ F03		
事業所 事務所 等	K07			氏名 F04	
電話番号		電話番号 F07	- -		性別 (1:男 2:女) G01
籍地 区分	K05	生年 月 日	K01	職業 K02	国外財産調書の提出有無 (1:有 2:無) G02

財産の区分	財産の価額又は取得価額 (円)	財産の区分	財産の価額又は取得価額 (円)
土地 ①	G03	書画骨とう 美術工芸品 ⑮	G23
建物 ②	G04	貴金属類 ⑯	G24
山林 ③	G05	動産 ⑰	G25
現金 ④	G06	保険の契約に 関する権利 ⑱	G26
預貯金 ⑤	G07	株式に関する 権利 ⑲	G27
有価証券 (特定有価証券を除く) 上場株式 ⑥	G08	預託金等 ⑳	G28
取得価額 ㉑	G09	組合等に対する出資 の権利 ㉒	G29
非上場株式 ㉓	G10	信託に関する 権利 ㉔	G30
取得価額 ㉕	G11	無体財産権 ㉖	G31
株式以外の 有価証券 ㉗	G12	暗号資産 ㉘	G32
取得価額 ㉙	G13	その他の財産 (上記以外) ㉚	G33
特定有価証券※ ㉛	G14	国外財産調書に記載 した国外財産の価額の 合計額 ㉜	G34
匿名組合契約 の出資の持分 ㉝	G15	財産の価額の合計額 ㉞	G35
取得価額 ㉟	G16	国外財産調書に記載 した匿名組合持分等 財産の価額の合計額 ㉟	G36
未決済信用取引 等に係る権利 ㊱	G17	匿名組合持分等 財産の価額の合計額 (㉟+㉟+㉟+㉟+㉟+㉟) ㊲	G37
取得価額 ㊳	G18	債務の区分	
未決済デリバティブ取引 に係る権利 ㊴	G19	借入金 ㊵	G38
取得価額 ㊶	G20	未払金 ㊶	G39
貸付金 ㊷	G21	その他の債務 ㊷	G40
未収入金 ㊸	G22	債務の金額の合計額 ㊸	G41

※ 特定有価証券に該当する有価証券は㉛欄に記載し、㉞欄から㊲欄への記載は不要です。

備考 (訂正等で再提出する場合はその旨に記載ください。)

整理番号 E01

年 月 日

税理士署名 R01

電話番号 R02

整理欄

通信日付 F12

身元確認 K22

枚数

確認

区分

改 正 前

表2 (財産債務調書合計表)

令和 年 月 日		令和 年 12月31日分 財産債務調書合計表		FA6003	
住所		個人番号		提出用	
フリガナ		氏名		平成二十八年十二月三十一日分以降用	
性別 男 女		年齢		整理番号	
生年月日		電話番号 (自宅・勤務先・携帯)		国外財産調書の提出有無	

財産の区分	財産の価額又は取得価額	財産の区分	財産の価額又は取得価額
土地 ①		書画骨とう 美術工芸品 ⑮	
建物 ②		貴金属類 ⑯	
山林 ③		動産 ⑰	
現金 ④		保険の契約に 関する権利 ⑱	
預貯金 ⑤		株式に関する 権利 ⑲	
有価証券 (特定有価証券を除く) 上場株式 ⑥		預託金等 ⑳	
取得価額 ㉑		組合等に対する出資 の権利 ㉒	
非上場株式 ㉓		信託に関する 権利 ㉔	
取得価額 ㉕		無体財産権 ㉖	
株式以外の 有価証券 ㉗		暗号資産 ㉘	
取得価額 ㉙		その他の財産 (上記以外) ㉚	
特定有価証券※ ㉛		国外財産調書に記載 した国外財産の価額の 合計額 ㉜	
匿名組合契約 の出資の持分 ㉝		財産の価額の合計額 ㉞	
取得価額 ㉟		国外財産調書に記載 した匿名組合持分等 財産の価額の合計額 (㉟+㉟+㉟+㉟+㉟+㉟) ㊲	
未決済信用取引 等に係る権利 ㊱		匿名組合持分等 財産の価額の合計額 (㉟+㉟+㉟+㉟+㉟+㉟) ㊲	
取得価額 ㊳		債務の区分	
未決済デリバティブ取引 に係る権利 ㊴		借入金 ㊵	
取得価額 ㊶		未払金 ㊶	
貸付金 ㊷		その他の債務 ㊷	
未収入金 ㊸		債務の金額の合計額 ㊸	

備考 (訂正等で再提出する場合はその旨に記載ください。)

税理士署名

電話番号

整理欄

通信日付印

確認

異動年月日

枚数

区分

改 正 後	改 正 前
<u>附則（令８課総６－３）</u> <u>（経過的处理）</u> <u>この法令解释通達による改正後の表１及び表２の取扱いは、令和８年８月３日以後に提出する国外財産調書及び財産債務調書について適用し、同日前に提出した国外財産調書及び財産債務調書については、なお従前の例による。</u>	<u>（新 設）</u>